

Environmental Management System

令和 2 年度佐賀市環境 マネジメントシステム 実績報告書

(平成 3 1 年 4 月～令和 2 年 3 月)

環境政策課

2020.12.11

環 境 方 針

(基本方針)

1. 地球温暖化を防止するまち さが

市役所自身が環境負荷の低減に取り組むとともに、市民、事業者等に対して、省エネルギー行動の実践、再生可能エネルギーや新たな資源の活用など、環境負荷を減らすことができる取り組みの普及を積極的に推進することで、地球温暖化防止への貢献を目指します。

2. 資源を活かす循環のまち さが

廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進など、佐賀市全体でごみ問題の解決を図り、循環型社会の構築を目指します。

3. 水とみどりがあふれるまち さが

地域の自然・生物多様性を保全し、快適な親水空間・みどり空間の創出等を推進することにより、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりを目指します。

4. 安全で快適な生活環境のまち さが

市民、事業者等に対する生活環境への配慮意識の啓発、水道水の安定供給や生活排水の適正処理等を実施することにより、安全で快適な生活環境の向上を目指します。

(佐賀市の望ましい環境像)

『守り、育み、未来をつくるトンボ飛び交うまち さが』

平成27年12月10日

佐賀市長

秀島敏行

1. はじめに

佐賀市は、山から海までつながる水とみどりにあふれる豊かな自然環境が広がっています。豊かな自然は多様な生態系を形成し、様々な自然の恵みをもたらすことで、私たちの生活を支えています。

しかしながら、今日の社会では、物の豊かさや利便性を追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたことで、地球温暖化問題をはじめ、大気や水の環境汚染、自然破壊による生物種の絶滅、ごみ問題といった、私たちの生活を脅かす深刻な問題が起きています。

そこで、佐賀市は、すばらしい自然や歴史・文化が残る環境を、守り、育み、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者等に環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行い、実践を促します。環境施策をより計画的、効果的かつ確実に展開していくために、環境マネジメントシステムを構築し、進捗管理を行っており、平成 14 年 3 月 1 日には、旧佐賀市（現在の本庁）で環境に関する国際規格である ISO14001 を認証取得し取り組みを進めてきました。平成 22 年度からは、佐賀市独自の環境マネジメントシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を開始し、今後一層、環境への取り組みを進めていきます。

今回の報告書は、令和元年度の取り組み状況を取りまとめ、市民の皆様に報告するものです。

■これまでの経緯

平成 13 年 4 月	市長によるキックオフ宣言
平成 13 年 10 月	システムの運用開始
平成 14 年 3 月	佐賀市（旧佐賀市）が ISO14001 の認証を取得
平成 15 年 3 月	水道局、交通局、本庄幼稚園までシステム対象範囲を拡大
平成 17 年 10 月	市町村合併 新市の環境方針を策定
平成 18 年 10 月	諸富・大和・富士・三瀬支所がシステムを運用開始
平成 20 年 10 月	川副・東与賀・久保田支所がシステムを運用開始
平成 21 年 4 月	衛生センターがシステムを運用開始
平成 22 年 2 月	佐賀市が環境都市を宣言
平成 22 年 4 月	佐賀市環境マネジメントシステムによる運用開始
平成 27 年 12 月	第 2 次佐賀市環境基本計画の策定に伴う環境方針の見直し
平成 28 年 7 月	第 2 次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定

■システム対象範囲

佐賀市環境マネジメントシステムは、佐賀市役所におけるすべての事務・事業及び活動を対象としています。

令和元年度の環境マネジメントシステムの主な適用範囲は以下のとおりです。

部門	エネルギー管理施設等（主なもの）
総務部	本庁舎 大財別館 アイスクエアビル 消防格納庫
企画調整部	旧枝梅酒造 さが藻類産業研究開発センター
経済部	エスプラッツ白山 歴史民俗館 佐賀バルーンミュージアム やまびこの湯
農林水産部	四季のめぐみ館 排水機場
建設部	公園・遊園 施設管理センター 佐賀駅前広場 放置自転車等保管所
環境部	佐賀市清掃工場 最終処分場 清掃工場南部中継所 衛生センター
市民生活部	斎場 交通公園 隣保館 同和教育集会所 田代ふれあいセンター
保健福祉部	ほほえみ館 保健センター 老人福祉センター 三瀬診療所
子育て支援部	児童クラブ 児童センター 幼稚園・保育所
地域振興部	公民館 コミュニティセンター 健康運動センター スポーツ施設
教育部	小中学校 給食センター 文化財資料館 青少年センター 図書館
各種委員会	（管理施設なし）
諸富支所	諸富支所庁舎 産業振興会館
大和支所	大和支所庁舎 そよかぜ館 川上排水機場
富士支所	富士支所庁舎 泉源
三瀬支所	三瀬支所庁舎 体験農園施設
川副支所	川副支所庁舎 排水機場
東与賀支所	東与賀支所庁舎 シチメンソウの里休憩所 排水機場
久保田支所	久保田支所庁舎 排水機場 久保田駅トイレ
交通局	交通局庁舎 整備工場
上下水道局	上下水道局庁舎 浄水場 下水浄化センター 農業集落排水処理施設 ポンプ場
富士大和温泉病院	富士大和温泉病院

この他にも、佐賀市独自の学校版環境ISOを策定し、市内の小中学校で活発な取り組みが行われています。

2. 取り組み結果

(1) 第 2 次環境基本計画に掲げる施策の取り組みについて

平成 27 年 10 月に策定した第 2 次佐賀市環境基本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、佐賀市環境マネジメントシステムのなかで進捗管理を行っています。

令和元年度の環境基本計画に掲げる施策目標、基本目標横断プロジェクトの取り組みについて報告します。

(11 ページ以降に掲載)

(2) 全庁共通の取り組みについて

市役所業務の環境負荷の低減のために、「コピー用紙の購入量削減」、「職場排出物の抑制」、「施設エネルギー使用量の削減」、「自動車燃料使用量の削減」、「グリーン購入の推進」を全庁で取り組んでいます。

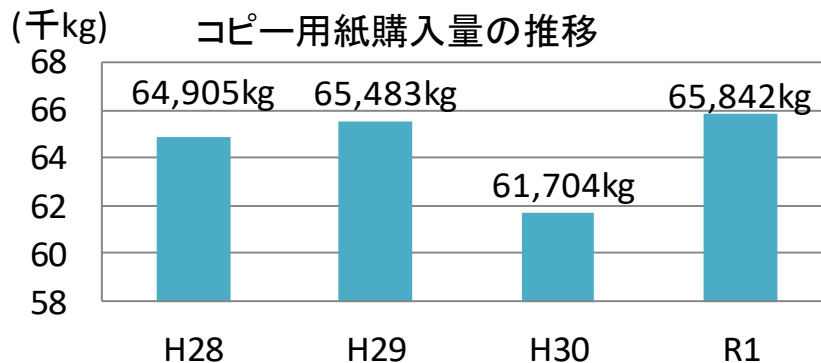
① コピー用紙の購入量削減

8 月豪雨や新型コロナウイルス感染症の影響で業務量が増加し、令和元年度は前年度比 6.7%増となりました。

▽ (表 1) コピー用紙の購入量

年度	A3	A4	B4	B5	合計(kg)
R1	5,533	59,546	696	67	65,842
H30	4,361	56,141	1,104	97	61,704
H29	5,481	59,240	730	31	65,483
H28	6,011	58,111	719	64	64,905

▽ (図 1) コピー用紙の購入量



②職場排出物の抑制

令和元年度は廃棄物においては、燃えるごみを除いて全体的に減少し、前年度比1.9%減となりました。一方で資源物においては、全体的にほぼ横ばいで約0.3%の微増となりました。

▽ (表2) 廃棄物

年度	一般廃棄物			産業廃棄物		合計(kg)
	燃えるごみ	シュレッダー古紙	燃えないごみ	有害ごみ	プラスチックごみ	
R1	32,662	8,251	956	77(※21,867)	2,756	44,702(※66,492)
H30	32,580	8,567	1,324	138	2,960	45,568
H29	36,586	10,375	2,851	105	3,987	53,904
H28	40,007	10,896	2,292	96	4,332	57,623
H27	42,476	11,820	2,192	100	4,592	61,180

▽ (表3) 資源物

年度	ビン・缶	布類	新聞・チラシ	ダンボール	コピー用紙	雑誌・色紙	機密文書	合計(kg)
R1	626	45	9,503	6,992	13,019	25,048	27,922	83,155
H30	539	70	9,889	6,375	13,035	23,796	29,174	82,878
H29	493	38	8,006	6,792	13,502	23,913	22,497	75,241
H28	726	65	8,831	6,441	12,952	26,636	25,133	80,784
H27	660	191	9,326	6,754	17,467	35,361	39,120	108,879

③施設エネルギー使用量の削減

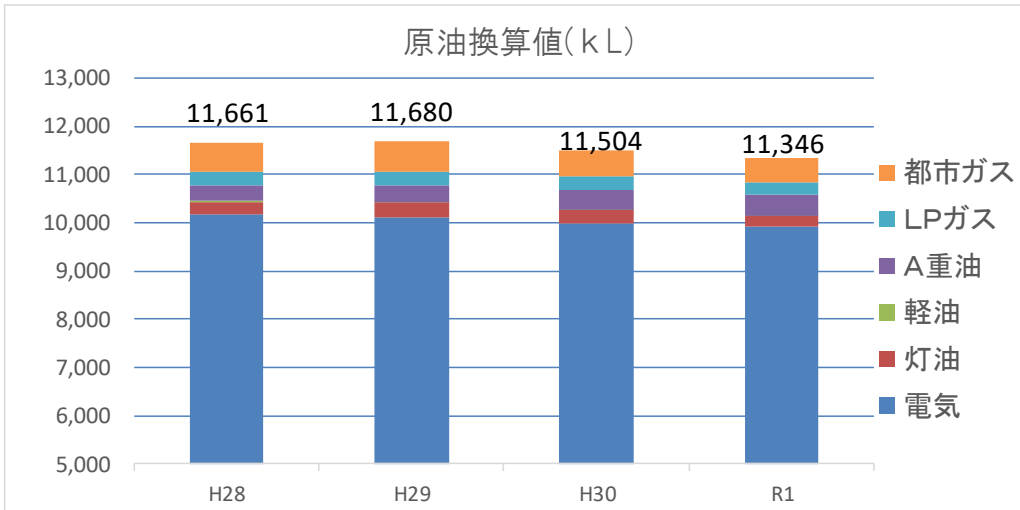
令和元年度は、暖冬の影響により冬場の暖房使用が抑えられたことなどから、灯油の使用量が前年度比約25.0%、都市ガスの使用量が前年度比11.9%削減されました。一方で、8月豪雨の影響で排水機の稼働率が上がったため、A重油の使用量が前年度比約7.7%増となっています。

▽ (表4) エネルギー別使用量と温室効果ガス排出量(電力会社別含む)

		使用量(A)				排出係数(B)				温室効果ガス排出量(t-CO ₂) (A)×(B)×0.001			
		H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	R1
電気の使用	九州電力(kWh)	24,957,364	22,204,943	21,738,226	21,963,259	0.509	0.462	0.438	0.319	12,703	10,259	9,521	7,006
	荏原環境プラント(kWh)	13,804,386	16,112,242	16,053,661	15,628,660	0.163	0.081	0.192	0.232	2,250	1,305	3,082	3,626
	イーレックス(kWh)	574,467	518,414	544,973	662,316	0.555	0.501	0.539	0.416	319	260	294	276
	日本テクノ(kWh)	106,268	306,777	295,029	302,715	0.358	0.401	0.366	0.343	38	123	108	104
	伊藤忠エネクス(kWh)	85,087	160,966	181,246	0	0.489	0.570	0.527	0.199	42	92	96	0
	エネット(kWh)	0	0	0	0	0.418	0.405	0.423	0.423	0	0	0	0
	購入電力量(kWh)	39,527,572	39,303,342	38,813,135	38,556,950					15,352	12,039	13,101	11,012
	自家発電(kWh)	19,627,378	19,745,487	19,275,081	18,887,140	0	0	0	0	0	0	0	0
使用電力量(kWh)	59,154,950	59,048,829	58,088,216	57,444,090					15,352	12,039	13,101	11,012	
燃料の使用	灯油(%)	284,908	321,665	307,338	230,595	2.49	2.49	2.49	2.49	709	801	765	574
	軽油(%)	2,304	4,411	3,817	3,596	2.58	2.58	2.58	2.58	6	11	10	9
	A重油(%)	321,580	355,850	391,723	421,892	2.71	2.71	2.71	2.71	871	964	1,062	1,143
	LPガス(kg)	228,358	217,063	211,338	204,869	3.00	3.00	3.00	3.00	685	651	634	615
	都市ガス(m ³)	514,620	532,496	493,962	441,266	2.16	2.16	2.16	2.16	1,112	1,150	1,067	953
合計										18,735	15,616	16,639	14,306

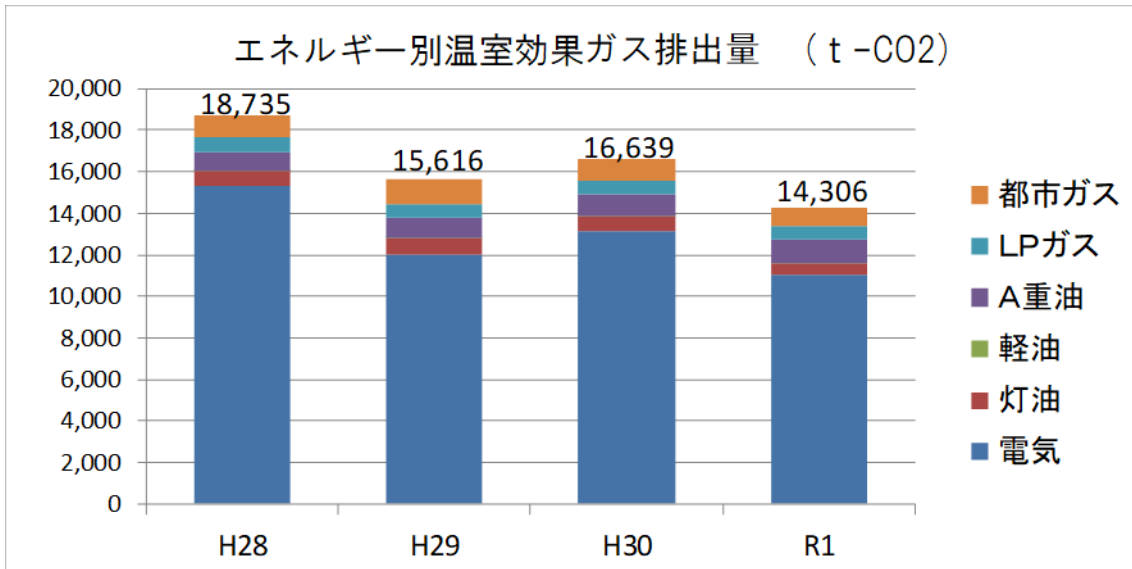
それぞれのエネルギーの使用量を原油に換算にすると令和元年度は全体で前年度比約1.4%削減しました。

▽ (図2) 原油換算値



エネルギー消費量から温室効果ガス排出量を計算したところ、令和元年度は九州電力の排出係数が大きく改善したことから、前年度比約14.0%削減しました。一方で、供給元が荏原環境プラントの電気については、使用量は減っているものの、排出係数の悪化により温室効果ガス排出量は前年度比約17.7%増という逆転現象が起っています。

▽ (図3) エネルギー別温室効果ガス排出量



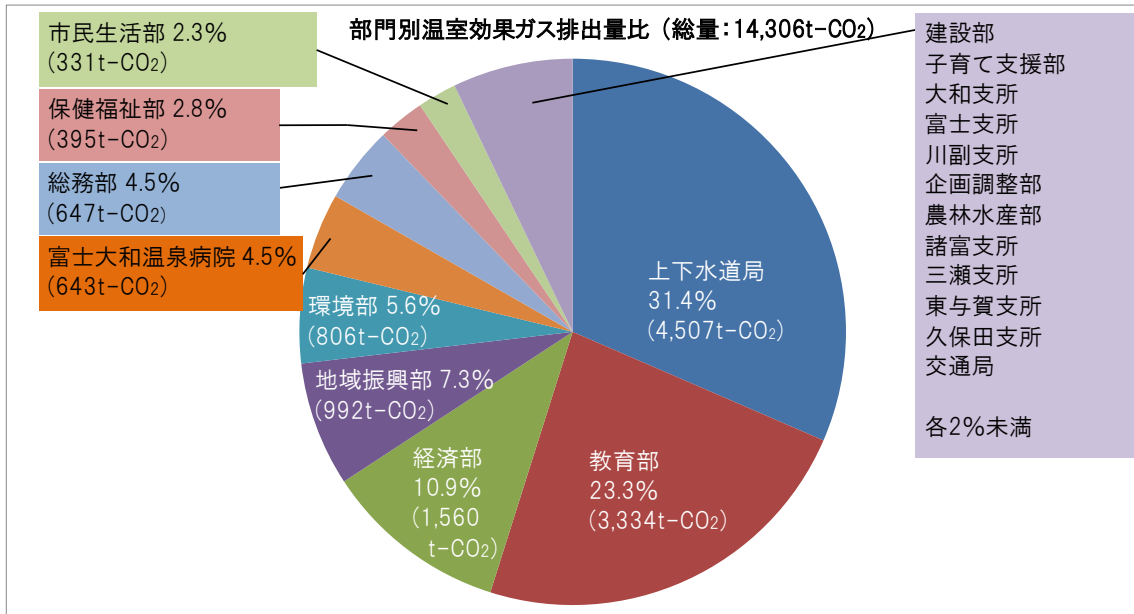
▽ (表5) 施設エネルギー消費に係る使用料金

電気	軽油	都市ガス	灯油	重油	LPガス	水	合計
989,859	494	69,568	22,577	31,940	34,374	192,156	1,340,968
73.8%	0.0%	5.2%	1.7%	2.4%	2.6%	14.3%	100%

▽ (表6) 部門別温室効果ガス排出量及びその割合

部門	温室効果ガス (t-CO ₂)	割合	部門	温室効果ガス (t-CO ₂)	割合
総務部	647	3.5%	諸富支所	71	0.3%
企画調整部	17	0.1%	大和支所	170	1.0%
経済部	1,560	11.0%	富士支所	113	0.6%
農林水産部	94	0.5%	三瀬支所	22	0.1%
建設部	200	1.7%	川副支所	102	1.1%
環境部	806	6.1%	東与賀支所	71	0.2%
市民生活部	331	2.2%	久保田支所	55	0.2%
保健福祉部	395	2.7%	交通局	23	0.3%
子育て支援部	153	1.1%	上下水道局	4,507	36.0%
地域振興部	992	6.5%	富士大和温泉病院	643	5.0%
教育部	3,334	19.8%			
合計			合計		
			14,306	100%	

▽ (図4) 部門別温室効果ガス排出量の割合



④自動車燃料使用量の削減

ガソリン使用量は、災害対応の関係で一部の部署で使用が増えたものの、それ以外の部署で使用が大きく抑制されたので減少しました。令和元年度は暖冬だったためエアコンの使用量が抑制されたことも関係していると考えられます。軽油使用量は横ばいで推移しています。バイオディーゼル燃料車は、市営バスを2台廃棄したことにより残り9台となり、BDF使用量と走行距離が激減しました。令和2年度から新型バイオディーゼル燃料が供給されるため、今後、使用量及び走行距離は増加すると考えられます。

▽ (表7) 燃料別使用量・走行距離・燃費

		H28	H29	H30	R1
ガソリン	燃料(ℓ)	177,783	180,364	197,236	171,260
	走行距離(km)	2,136,113	2,137,923	2,371,603	2,108,886
	燃費(km/ℓ)	12.0	11.9	12.0	12.3
軽油	燃料(ℓ)	829,201	853,885	901,004	899,896
	走行距離(km)	3,167,651	3,179,226	3,269,229	3,266,958
	燃費(km/ℓ)	3.8	3.7	3.6	3.6
BDF	燃料(ℓ)	59,958	63,882	39,818	14,785
	走行距離(km)	235,620	225,549	141,510	63,013
	燃費(km/ℓ)	3.9	3.5	3.6	4.3

⑤グリーン購入の推進

令和元年度は、「用紙類・事務用品類」においてはグリーン購入の浸透により高水準で推移し、前年度比0.5%の微増となりました。その他の区分においては、前年度に印刷物の発注における注意を促したため、今年度は前年度比約4.8%回復しました。しかし、一部の部署で、安価な不適合品目を選ぶ等の傾向が見られるので、達成率100%に向けて引き続き周知を徹底していきます。

▽ (表8) 区分別グリーン購入達成率

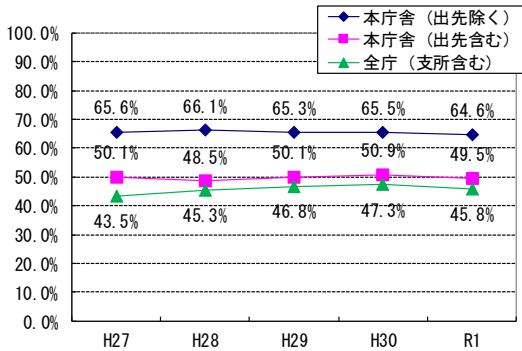
区分		H28	H29	H30	R1
用紙類、事務用品類	グリーン購入達成率(%)	99.8%	98.8%	99.0%	99.5%
	年間調達総量	16,387,921	16,360,645	15,557,127	16,472,891
	内グリーン購入適合品目調達数	16,354,525	16,161,525	15,393,783	16,394,795
その他の区分 (印刷物、衛生用品、事務機器等、オフィス家具等、被服等、その他繊維製品、自動車、設備、消火器、災害・備蓄用品)	グリーン購入達成率(%)	99.9%	99.9%	94.5%	99.3%
	年間調達総量	3,263,308	4,009,156	3,138,628	3,057,987
	内グリーン購入適合品目調達数	3,259,625	4,004,317	2,965,291	3,035,638
計	グリーン購入達成率(%)	99.8%	99.0%	98.2%	99.5%
	年間調達総量	19,651,229	20,369,801	18,695,755	19,530,878
	内グリーン購入適合品目調達数	19,614,150	20,165,837	18,359,074	19,430,433

(3) その他の取り組みについて

○ノーカーデーの実施

佐賀市では、毎月第2、4水曜日を「エコアクションデー」とし、職員が環境配慮行動を推進する日としています。特に、自動車の使用を自粛する“ノーカーデー”を推進しており、当日の通勤にはなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼び掛けています。令和元年度の実施率は全庁で 45.8%でした。

▽ (図5) ノーカーデー実施状況の推移



○クールビズ(5月1日～10月31日)、ウォームビズ(12月1日～3月31日)

○毎週水曜日の朝、職員による本庁舎周辺の清掃活動

3. 終わりに

平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して以降、本庁舎の省エネ改修や水道局庁舎の ESCO 事業など施設面での省エネの取り組みを推進するとともに、職員の環境配慮意識も定着しつつあり、一定の成果を得てきました。

このシステムでは、「佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に則り、市役所自身の事務・事業の実施による温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでいくほか、「第 2 次佐賀市環境基本計画」の推進のため、市全体の環境施策の推進や環境都市宣言に沿ったまちづくりを進めていくことを重視しています。

地球温暖化を始めとする近年の様々な環境問題への対策として、環境マネジメントシステムの役割はますます重要なものとなっています。

今後も、佐賀市環境マネジメントシステムを適切に運用して環境負荷を低減し、全庁的な環境配慮行動の推進に努めます。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和元年度実績			令和2年度		取り組みに対する自己評価 A～D 評価がA又はBの場合 は理由を記入										
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)												
											A～D	評価がA又はBの場合 は理由を記入											
1 地球温暖化を防止するまち	市民や事業者、市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	1-1 地球温暖化防止対策の推進	①市民・事業者の環境配慮行動の啓発	市民や事業者の方が取り組むことができる「環境にやさしい行動」をまとめた佐賀市環境行動指針を普及啓発に活用することにより、地球温暖化防止へ向けた具体的な行動につなげます。また、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意欲の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	市民からの要請に応じて出前講座を行い、気候変動の状況や対策の説明に加え、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。	環境部	環境政策課	・佐賀市環境行動指針を活用した出前講座「知ることから始めよう気候変動対策」を回開催し、139名が受講した。 ・環境フェスティバルにおいて、SDGsの啓発を行った(11/9、10 来場者12,971人) ・市報に「気候変動・防災」を連載し、温暖化対策や環境意識の啓発を行った。(全12回)	引き続き、市民からの要請に応じて出前講座を開講する。また、市報やホームページ等を活用するなど、より効果的な啓発に取り組む。	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。	B												
														②環境マネジメントシステム等の普及促進	ISO14001やエコアクション21(EA21)などの事業所向けの環境マネジメントシステム等の導入を支援します。	・市内事業所のエコアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。	・補助金交付件数1件 ・佐賀市主催の「エコアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行った。	市内事業所からエコアクション21の認証取得に関する相談があれば対応していく。	・市内事業所のエコアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした「エコアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。	B			
														③地産地消の推進	本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「ファームマイルージ運動」、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取り組みを支援します。	市産農産物の流通数(うまさマークシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により地元産材を活用した。	今後継続する。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	B		
														④市役所・事業者・市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	①職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%削減目標に努める。	2013年度(基準年度)比11.8%減少、前年度比9.4%減少しており、前年度からの減少理由としては、電力会社の排出係数が昨年と比べて大幅に変化したためと考えられる。※係数公表が1年遅れたため、1年遅れの算定。	引き続き、2013年度比13.3%排出削減への取り組みを検討する。	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%削減目標に努める。			
																②公共交通機関の環境負荷低減	市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的・継続的に導入するなど対策を進め、また、デジタルグラフ等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。	アイドリングストップバスを3台導入する。バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行。	新車3台を8月に導入した。また、バイオディーゼル燃料を使用したバスは旧タイプのエンジン搭載車しか使用できないため、廃車等により3月以降運行をしていない。現在は新しい型式のエンジンに対応した次世代型バイオディーゼル燃料に移行していく計画。	引き続き、デジタルグラフ等を利用したエコドライブを推進する。バイオディーゼル燃料については関係部署と協議していく。	アイドリングストップバスを3台導入する。バイオディーゼル燃料への切り替えについては旧タイプのエンジンしか使用できないため、新しい型式のエンジンに対応した次世代型バイオディーゼル燃料(HiBD)へ移行する計画であり、今年度は実走テストを行う予定。	B	
																③物品調達に関する先	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用します。	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とする。	単価契約物品中、グリーン購入基準を満たす商品の割合は現在約95%となっている。	今後もグリーン購入を推進し、基準を満たす商品を優先的に採用する。	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上とする。	A	
																④低炭素型の交通環境整備	市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマーカー割引の実施、集客力の大きい施設の新設・移転に伴う社会のニーズの変化に合わせたダイヤ設定、ワンコインシルバーパス等による利用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進します。	毎週水曜日に実施するnimocaポイント10倍デーやワンコイン・シルバーパスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。	全庁庁内に公務での公共交通の利用徹底(公用nimoca)について周知を行った。	高齢者の事故を背景とした免許返納が増加してくると予想されるため、公共交通の利用者が増加してくる。今後一層利用者の立場に立った事業を検討していく。	毎週水曜日に実施するnimocaポイント10倍デーやワンコイン・シルバーパスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。	B	
														②自転車利用の促進	本市は、特に南部において、平坦でまとまりある市街地という地理的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車のまちにふさわしい佐賀市」をめざして、駐輪施設の整備や自転車利用空間の整備など、より快適に安全に通行できるような環境整備を行います。	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。(市内各所、計2066m)	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。	佐賀市自転車利用環境整備実施計画に沿った整備を行う。	B			
															③自動車利用時の環境負荷低減	走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普及を推進します。	職員出前講座において、今日からでも始められる取組としてエコドライブを紹介し普及を図る。	出前講座においてエコドライブに関する説明を行った。また、公用車に導入している次世代自動車(電気自動車・プラグインハイブリット車・燃料電池自動車)を活用し、環境フェスティバルでも展示・広報を行った。	引き続き、出前講座等で説明を行っていく。	出前講座「エコライフのはじめかた」において、今日からでも始められる取組としてエコドライブを紹介し普及を図る。	B		
															④快適で安全な交通環境の整備	生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行った。(市内一円)	引き続き、道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	B		
														③低炭素・先端技術の導入	①二酸化炭素の分離・回収技術の導入	ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、畜産の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進します。	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者等に説明し、利活用を推進する。	H31年度の視察件数は142件(1,671人)、出前講座は2件(135人)を対象に実施した。対外講演会での周知を8回行った。10月にバイオジェンで対外的PRを実施した。3月期には新型コロナウイルスの影響ではぼやキャンセルとなったが前年同等の視察者数となった。	10月にバイオジェンで対外的PRを実施し、県外および国外からの視察者が増加した。市民向けにも、市報や新聞媒体への掲載を実施した。次年度は新型コロナウイルスの影響で減少すると見込まれる。	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者等に説明し、利活用を推進する			
																下水・エネルギー推進室	低コスト培養の実現を目指し、脱水分離液を用いた多量培養(ユーグレナ以外)の培養検討を行う。	二酸化炭素を有効活用するために消化ガス発電から出る排ガスを利用する循環型農業実証施設の建設に着手した。	R2年度に循環型農業実証施設が完成するため試験区、対象区での栽培試験を実施する。	消化ガス発電の排ガスを農業実証施設へ供給し有効性を検証する。	A		
①地域への再生可能エネルギーの普及促進	自然エネルギーやバイオマスなど、地域に眠る未利用の再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討します。	小水力発電施設設備のふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。また、東上か地点施設に地中熱利用空調システムの導入を検討する。	環境学習の場として活用する際に、水力発電のみならず再生可能エネルギーに関する説明を行い、啓発を行った。 ・8/24自然観察会(さがの生きものがさ) ・11/24再生エネルギー学習会 等	引き続き、施設の積極的な活用を広く、再生可能エネルギーに関する学習の機会を提供する。	三瀬川に整備した小水力発電施設設備のふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。	B																	
②再生可能エネルギーの普及促進	自然エネルギーやバイオマスなど、地域に眠る未利用の再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討します。	灰溶融炉の休止に伴って生じた余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、見える仕組みやシステム及び環境学習教材を用いた出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	令和元年度、電力供給施設は小中学校51校、公民館等の公共施設61箇所となった。また、出前授業では開成小学校、長瀬小学校の4年生(計1クラス)を対象に実施し、環境教育の推進を図った。	余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校への出前授業による環境教育の推進及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を進めると共に、小中学校への出前授業による環境教育の推進及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	B																	
	③森林整備課	木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。	県内6森林組合により構成された「さが木質バイオマス利用推進協議会」及び、同作業部会と検討を重ねた。	今後も継続する。	木質バイオマスの利用について検討する。	A																	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和元年度実績			令和2年度		取り組みに対する自己評価 A～D 評価がD又はBの場合 理由は記入																																																																						
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D																																																																							
2 資源を 活かす 循環の まら	②市民や事業者は、リデュースや廃棄物の適切な分別等により、廃棄物の発生を抑制している。	2-1 3Rの推進	①家庭系ごみのリデュースとリユース、リサイクル	①家庭系ごみのリデュースの推進	市内の店舗等によるレジ袋の利用抑制活動を支援する買物袋(マイバッグ)持参運動やごみを出す際の指定袋の生活を送る市民意識の醸成に努めます。 また、ペットボトルやビン、缶といった飲料用容器包装の発生抑制のため、イベント等において、マイボトル持参の普及啓発を行います。	環境部	循環型社会推進課	・清掃工場内の再生プラントで100%バイオディーゼルの精製技術導入に向けた準備を進めた。 ・新製・精製装置導入準備と併行して、100%バイオディーゼル燃料(BDF)を精製し、市営バス1台、ごみ収集車2台、重機1台、その他車両1台の計5台に使用した。 ・設備更新時に、精製できず回収した廃食用油はボイラーの燃料等必要とする事業者へ売却した。	・新たに設置した次世代型バイオディーゼルの精製装置に100%バイオディーゼルの燃料を供給し、市営バスやごみ収集車等の使用を開始しながら、新製車両に対応した次世代型バイオディーゼルの燃料として使用する事で、再生可能エネルギーの活用促進を図る。	衛生センター内にはし尿等の受け入れ設備を建築し専用管の敷設を行う。 市の素とは受け入れの協議を引き続き実施する。	衛生センター内にはし尿等の受け入れ設備を建築し専用管の敷設を行う。 市の素とは受け入れの協議を引き続き実施する。	B																																																																							
														②家庭系ごみのリユースの推進	ごみとして出された家具等のうちまだ使えるものを無償で市民に提供するリユース品無償譲渡会の開催や、家庭に眠る不用品を持ち寄って販売するエコマーケットの開催等を通して、ごみとして処分される物の減量に取り組む。また、リユースの優等生であるリサイクルピロ(繰り返し使えるピロ)の優等生などにも研究・検討を行います。	環境部	循環型社会推進課	・R2年2～3月に、軽油と同等質の次世代型バイオディーゼル燃料の精製技術の検証と併行して、100%バイオディーゼル燃料の精製装置の設置と稼働を行った。 ・県の製造承認を受け、成分分析のための燃料の試験精製を行った。 ・廃食用油からバイオジェットの精製を目指す民間事業者と、研究・進捗状況について情報共有を行った。	・次世代型バイオディーゼルの精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェットの燃料を精製する民間事業者の支援を行い、廃食用油の新たな利用方法について研究する。	衛生センター内にはし尿等の受け入れ設備を建築し専用管の敷設を行う。 市の素とは受け入れの協議を引き続き実施する。	衛生センター内にはし尿等の受け入れ設備を建築し専用管の敷設を行う。 市の素とは受け入れの協議を引き続き実施する。	B																																																													
																								③家庭系ごみのリサイクルの推進	地域による資源物回収運動の支援や紙ごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用しての分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。また、家庭や地域ぐるみでの生ごみ堆肥化の普及を促進します。	環境部	循環型社会推進課	・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参を呼びかけるキャンペーンを実施する。 ・市内のスーパー2店舗において、マイバッグキャンペーンを実施し、マイバッグ持参を呼びかける。 ・市内のスーパー10店舗において、マイバッグ持参・ノーマジ袋実施率調査を実施した。	・「家庭版3010運動」のリーフレットを、エコプラザ利用者を始め、目前講座イベント参加者等に配布し、啓発を行う。 ・市内のスーパー2店舗において、マイバッグキャンペーンを実施し、マイバッグ持参を呼びかける。 ・市内のスーパー10店舗において、マイバッグ持参・ノーマジ袋実施率調査を実施した。	毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参を呼びかけるキャンペーンを実施する。 ・市内のスーパーにおいて、マイバッグ持参・ノーマジ袋実施率調査を実施する。	毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。 ・マイバッグ持参を呼びかけるキャンペーンを実施する。 ・市内のスーパーにおいて、マイバッグ持参・ノーマジ袋実施率調査を実施する。	B																																																			
																																		①事業系ごみのリデュースとリユース、リサイクル	飲食店で食べ残しを減らすため、3010運動(宴会の最初の30分と終りの10分は席で食事をすよう呼びかける)などを推進します。 また、事業系一般廃棄物を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化・リサイクルを計画的に進めることを求めています。	環境部	循環型社会推進課	・「資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付した。交付団体:215団体 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 ・講座開催回数:66回 サポート実施件数:312件 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行った。補助件数:98件	引き続き、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	A																																									
																																												②事業系ごみのリサイクルの推進	紙ごみの分別、古紙回収業者の利用等を直接搬入の業者等へ周知を行った。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	環境部	循環型社会推進課	・食品ロス削減推進店の登録店舗数を増やし、事業系食費ロス削減の機運を高める。 ・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行う。	・食品ロス削減推進店の登録店舗数を増やし、事業系食費ロス削減の機運を高める。 ・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。 ・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて開取りや訪問を行う。	引き続き、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。	B																															
																																																						①ごみの排出等に関する市民の意識啓発	家庭ごみの収集や排出抑制などの情報ツールとして、「ごみカレンダー」分別表」等を作成・配布し、ごみの分別の必要性や方法等が分かりやすく周知するとともに、広報誌やホームページ等を利用して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。	環境部	循環型社会推進課	・紙ごみの分別、古紙回収業者の利用等を直接搬入の業者等へ周知を行った。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・資源となる紙ごみの分別(特に雑古紙)について周知広報に努める。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	B																					
																																																																②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	事業系ごみの手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量化方法や適正な分別等の啓発を行います。 また、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を佐賀市環境推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報します。	環境部	循環型社会推進課	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	A											
																																																																										③ごみの減量の啓発推進	事業系ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	環境部	循環型社会推進課	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	・「ごみカレンダー」分別表」の作成・配布を行う。 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造期間の短縮などの実証実験及び成分分析、出口戦略等の支援を行う。	A	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす施策 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和元年度実績			令和2年度		取り組みに対する自己評価																																																																																											
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D	評価のA又はDの場合は理由を記入																																																																																											
基本目標1 (資源循環)	③ごみ減量に関する学習の場の整備				清掃工場内でのごみ処理の様子を見学やエコプラザでの講座・イベントの開催等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。	環境部	循環型社会推進課	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 見学者者数:03名 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催した。参加者数:6,940名(70講座、25イベント)	・市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。 見学者者数:03名 ・環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催した。参加者数:6,940名(70講座、25イベント)	・引き続き、各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め環境保全に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供する。	A																																																																																												
															④市役所自身の減量行動の推進	(イ)公共工事建設副産物のリユース・リサイクル (ロ)浄水処理・下水処理汚泥の有効活用 (ハ)ペーパーレス化の推進	「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用、再資源化に努めます。	建設部	建築指導課	公共工事担当課への制度周知を行う。	全庁文書資料室にて周知した。	今後も全庁文書資料室にて周知する。	公共工事担当課への制度周知を行う。	B																																																																																
																											上下水道局	浄水課	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	H31年度年間実績:浄水汚泥の再利用率97.47%	目標値を目指し、汚泥の再利用率の向上に努めている。	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	A																																																																							
																																			上下水道局	下水道施設課	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	R01年度:下水汚泥の再利用率91%	農業集落排水処理地区と下水道地区の処理人口比により再利用率は左右されるため今後も注視する。	A																																																																
																																										総務部	総務法制課 財政課 契約管理課	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続している。	文書管理システムの活用を継続している。 財務会計システムの活用を継続している。 電子入札システムの活用を継続している。	文書管理システムを継続して活用する。 財務会計システムを継続して活用する。 電子入札システムを継続して活用する。	A A B																																																									
																																																	企画調整部	情報課	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	庁議・経営戦略会議、指名審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されている。	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	A																																																		
																																																								2-2ごみの適正処理	(1)効率的な処理施設の運用	①可燃ごみ搬入時の検査及び指導	清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラントホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を監視する。違反を発見した際には、口頭による指導のほか、口頭にて注意のほかに、前注意書を発行して改否がない場合は、適正化指導書を発行する。適正化指導書を発行し、厳しく対応する。	搬入される事業系ごみについて清掃工場内のプラントホームにて抜き打ちのチェックを実施した。 違反した際には、口頭にて注意のほかに、前注意書を発行して改否がない場合は、適正化指導書を発行する。適正化指導書を発行し、厳しく対応する。 (口頭注意:117件、前注意書32件)	予定通り実施できた。今後も同様に努めている。	B																																							
																																																																			②処理施設の適正な維持管理	ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。	環境部	循環型社会推進課	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	排ガス中の有害物質は工場内の分析計による自主測定で常時測定するとともに、第三者機関による定期的な測定を継続する。また、ゴミピットの空気及び溜まった水を焼却炉に供給することで悪臭が場外に漏洩しないよう努めた。	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	B																													
																																																																													③最終処分場の維持管理と改修整備	埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	循環型社会推進課	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	水処理施設の調整槽プロロー及び浸析槽プロローの修繕、トラックゲートの修繕を実施した。	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	B																				
																																																																																						(2)収集体制の適正化	①ごみステーションの適正管理	地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。	環境部	環境保全課	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付による注意のほかに、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付による注意のほかに、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付による注意のほかに、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	A										
																																																																																																②ごみの収集運搬	地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬する。	環境部	環境保全課	佐賀地区及び久保田町において、燃えるごみ、紙・布類、ペットボトルを適正に収集し運搬した。	佐賀地区及び久保田町において、燃えるごみ、紙・布類、ペットボトルを適正に収集し運搬した。	佐賀地区及び久保田町において、燃えるごみ、紙・布類、ペットボトルを適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	A	
④ごみ分別方法の統一化等の見直し	一部事務組合で処理している諸富町、三瀬地区については、他地区とはごみの分別区分や処理方法、処理体制等が異なっているため、市民への効果的な啓発や効率的なごみ収集に向けて、分別方法や収集体制等の見直しを検討します。	環境部	循環型社会推進課	・諸富町、三瀬地区の分別方法について、吾坂共同廃茶処理組合の統合(吾坂クリーンセンターの廃止)時期を自他に統一する方向で準備を進める。	・諸富町、三瀬地区の分別方法について、吾坂共同廃茶処理組合の統合(吾坂クリーンセンターの廃止)時期を自他に統一する方向で準備を進める。	・諸富町、三瀬地区の分別方法について、吾坂共同廃茶処理組合の統合(吾坂クリーンセンターの廃止)時期を自他に統一する方向で準備を進める。	B																																																																																																	
									(3)民間施設の活用	①民間のごみ処理施設の推進	草類や剪定枝は、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。また、現在は焼却処理している生ごみや紙おむつのリサイクル、焼却灰の溶融処理以外のリサイクルなど、新たなリサイクル手法の導入に向けた調査研究を行います。	環境部	循環型社会推進課	・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。	・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	B																																																																																							

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす施策 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	令和元年度実績			令和2年度		取り組みに対する自己評価 評価がA又はBの場合は理由を記入
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D	
水とみどり が あ ふ れ る ま ち	地域の自然・生物多様性を保全し、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりが行われている。	3-1 清らかな水辺の確保	①水辺空間の整備	①親水空間の創出	市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。	建設部	河川砂防課	既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。	既存の水辺空間について植栽管理やガス燈修繕を実施した。	今後も取り組み計画どおり進めている。	既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。	B	
						建設部	北部建設事務所						
						建設部	南部建設事務所						
						農林水産部	農村環境課						
						建設部	河川砂防課						
						建設部	北部建設事務所						
				建設部	南部建設事務所								
				②多自然型護岸の整備	河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、固状材を活用した捨石工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながる多自然型の護岸整備を推進します。	建設部	河川砂防課	可能な限り、多自然川づくりに取り組む。	地蔵川において環境配慮型ブロックによる護岸築造を行い、魚巢や植生が形成できるようにした。	今後も取り組み計画どおり進めている。	可能な限り、多自然川づくりに取り組む。		
						建設部	北部建設事務所						
						建設部	南部建設事務所						
						農林水産部	農村環境課						
						建設部	河川砂防課						
						建設部	北部建設事務所						
				建設部	南部建設事務所								
				②河川等の機能保全	①河川、水路等の機能の保全	河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫(水底に堆積した土砂をさらう作業)や護岸整備を随時実施し、同時に美しい水辺環境を整備します。	農林水産部	農村環境課	予算の範囲で行う。	今年度地元が行う浚渫は約40件実施している。	今後も継続して地元の浚渫に対して補助金を出して支援していく。	予算の範囲で行う。	
							建設部	河川砂防課					
							建設部	北部建設事務所					
							建設部	南部建設事務所					
建設部	北部建設事務所												
建設部	南部建設事務所												
②地域が一体となった農村環境整備	地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農業の生産性の低下を防ぐとともに農村の自然環境や景観を守ります。	農林水産部	農村環境課	地域の保全活動を支援する。	今年度は約70の多面的機能支援事業に取り組みが行われた。	今後も継続する。	地域の保全活動を支援する。						
		農林水産部	農村環境課										
		農林水産部	農村環境課										
		建設部	河川砂防課										
		建設部	北部建設事務所										
		建設部	南部建設事務所										
③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全	水路の貯留量の減少や樋門・樋管操作への障害をもたらす特定外来生物の水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去することで、水路の機能保全や他地域への拡大防止に努めます。	建設部	河川砂防課	嘉瀬、錦島地区におけるナガエツルノグイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	嘉瀬、錦島地区におけるナガエツルノグイトウ及びブラジルチドメグサの除去を行った。	今後も取り組み計画どおり進めている。	嘉瀬、錦島地区におけるナガエツルノグイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。						
		建設部	南部建設事務所										
		環境部	環境政策課										
		建設部	河川砂防課										
		建設部	北部建設事務所										
		建設部	南部建設事務所										
④市民主体による河川・水路の清掃	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の浚渫や雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。	建設部	河川砂防課	河川清掃等に必要の用具の貸出しやごみの回収を行う。	必要の用具の貸出しやごみの回収を行った。	今後も取り組み計画どおり進めている。	必要の用具の貸出しやごみの回収を行う。						
		建設部	北部建設事務所										
		建設部	南部建設事務所										
		建設部	河川砂防課										
		建設部	北部建設事務所										
		建設部	南部建設事務所										
3-2 豊かなみどりの確保	①森林の整備と保全	①市有林・公団分収林の育成	水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。	農林水産部	森林整備課	造林事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。	市有林の下刈、間伐を実施した。	今後も継続する。	造林事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。				
				農林水産部	森林整備課								
				農林水産部	森林整備課								
				農林水産部	森林整備課								
				農林水産部	森林整備課								
				農林水産部	森林整備課								
		②森林整備地域活動の支援	森林管理者等が自ら森林経営計画等を策定することにより、それに基づき計画的かつ効率的な森林整備の推進を図るため、計画の策定に必要な地域活動等の実施を支援します。	農林水産部	森林整備課	支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。	森林経営計画作成者それぞれに、事業の進捗確認を行った。	今後も継続する。	支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。				
				農林水産部	森林整備課								
				農林水産部	森林整備課								
				農林水産部	森林整備課								
				農林水産部	森林整備課								
				農林水産部	森林整備課								
③地元産材の活用促進	地元産材の需要創出による林業の活性化を図るため、木製護岸工事や公共建築物の新設・改修工事に際し、地元産材を積極的に採用します。	農林水産部	森林整備課	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」により地元産材を活用した。	今後も継続する。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。						
		建設部	建築住宅課										
		建設部	建築住宅課										
		建設部	建築住宅課										
		建設部	建築住宅課										
		建設部	建築住宅課										
④森林の持つ役割の啓発	市民が水と触れ合える「ふじ森林文化フェスタ」の開催や、実際に山へ入り植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めています。	農林水産部	森林整備課	外郭団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親森交流隊等)と協力し啓発に努める。	「ふじ森林文化フェスタ」と、春と秋の「森林浴体感ツアー及びモニターツアー」と、「林業就業体験」に参加した。	今後も継続する。	外郭団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親森交流隊等)と協力し啓発に努める。						
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入	市役所で使用するコピー用紙等について、間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部署で継続して導入するとともに、他の地方公共団体や民間事業者への導入拡大を図ります。	総務部	契約管理課	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の単価契約を採用し全部署で導入できるようにしている。	今後も間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。						
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
②農用地の確保	①農用地の保全	就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。	農林水産部	農業振興課	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	平成31年度に9件のマッチングを行った。	今後も市報やチラシの配布等で、農地の出し手・受け手の募集を行い、農地のマッチングを行う。						
			農林水産部	農業振興課									
			農林水産部	農業振興課									
			農林水産部	農業振興課									
			農林水産部	農業振興課									
			農林水産部	農業振興課									
③緑地の創出と保全	①市民・事業者の緑化活動の支援	地域で緑化活動を行う自治会やボランティア団体、自らの敷地内の緑化を行う市民・事業者への支援を推進します。	建設部	緑化推進課	地域の緑化活動支援を330件行う。	地域の環境緑化活動支援を358件行った。	活動を休止する団体と新規で活動を開始する団体があるため、支援件数は横ばいになると予想される。今後も引き続き支援を行う。	地域の緑化活動支援を330件行う。					
			建設部	緑化推進課									
			建設部	緑化推進課									
			建設部	緑化推進課									
			建設部	緑化推進課									
			建設部	緑化推進課									
②市民ニーズを反映した公園整備	公園施設のバリアフリー化や安全性の向上を進め、誰もが快適に利用できる公園にします。また、公園の整備・再整備を行う際は、地域住民の意見を反映しながら、地域の特性を活かし、魅力ある公園づくりを進めます。	建設部	緑化推進課	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を13箇所行った。	交換する電灯具がある場合には、LED化を積極的にを行う。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。						
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										
		建設部	緑化推進課										

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす施策 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和元年度実績			令和2年度 取り組み計画 (Plan)	取り組みに対する自己評価 A～D 評価がD又はDの場合 は理由を記入					
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)							
③公共地(公共施設、街路等)の緑化の推進	④グリーンツーリズムの推進	3-3 生物多様性の保全	①希少種等の保全	①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設等の緑化施策及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。	建設部	緑化推進課	佐賀市みどりの基本計画に基づき、街路樹の整備を計画的に行う。	公共施設への花苗配布を488件行った。	花苗配布については、今後も計画的に行う。	佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。	A					
								地域住民による地域の特性を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの開催を積極的に実施すると、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を深めます。	市主催の食と農体験交流ツアー(さのよかとこアグリツーリズム)及び農山漁村交流支援事業(さのよかとこアグリツーリズム)が、市民主体で実施された。また、これらのイベントに対して1,422名の参加を得た。	平成31年(令和1年度)は、市主催で食と農体験交流ツアーを4回実施。農山漁村交流支援事業補助金を3団体に助成した。また、これらのイベントに対して1,422名の参加を得た。	今後も、農業体験イベントの開催や活動団体に対する支援策として助成を行う市農山漁村交流支援事業(さのよかとこアグリツーリズム支援事業)への参加者を昨年度より増加させる。(H30実績 2004名)	佐賀市自然環境懇話会を開催する(2回程度) 工事前後に環境調査を行う。	・7/24、12/25に佐賀市自然環境懇話会を開催。検討した件数:14件 ・各工種の環境調査を専門家と実施(14件)	・環境調査依頼は随時受け付けている。 ・移植した植物のその後の植生状況を確認するなど、工事後の検証も引き続き行う。	佐賀市自然環境懇話会を開催する(2回程度) 工事前後に環境調査を行う	A	
								②生態系が豊かな自然環境の保全	広範囲にわたる生態系ネットワークの拠点でもある白石原周辺の自然環境を保全し、生物の多様性を確保するとともに、環境教育等への活用を図ります。	環境部	環境政策課	当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託する。	当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託した。 草刈・清掃:4回 樹木剪定・伐採:990kg 水害除去:2回 巡回取:22回 市ホームページを更新し、観察できる生き物の状況等の情報を発信した。	当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図る。	当湿原の自然環境を適切に維持管理する。 ホームページで情報を発信する。	A	
								③外来生物への対策	市内に移入してきた外来生物のうち、自然環境や生活環境、産業等に悪影響を及ぼす種については、県や市民ボランティア、地元住民等と協力して除去を行います。	環境部	環境政策課	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。	市ホームページや関係機関にチラシを設置したり、エコプラザにパネルを展示するなど、周知を行った。	引き続き、広報を行う。	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。	A	
								②自然観光資源の保全と活用	①北部山麓一帯の活用推進	北部山麓一帯の歴史や自然の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。	建設部	緑化推進課	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	金山シャワーロードの維持管理を行った。 支障木伐採:5箇所 除草:2回 低木剪定:3回	緑のシャワーロード内のパトロールを含め、引き続き維持管理を行う。	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	A
													・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば道・グリーン農業・約などをPRした。 ⇒R1参加実績:419人(R1.7.19～12.31) ・古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダムの駅・北山・山中キャンプ場などもPRした。 ⇒古湯・熊の川温泉HR1利用実績約30万人 ・7月に北山湖サイクリングロードを巡ってスタンプを集める「エコチュースタンプラリー」を開催した。⇒R1参加実績	・計画どおり実行できている。 今後も引き続き取り組みを行っていく。	・北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどのPRを行う。 ・自然環境を活かした体験型イベントなどを開催する。	B	
								②希少生物の保存と観光資源活用	有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保原町寄山に自生する国指定天然記念物「エヒメヤメ」など、地元住民が愛し、自然観光資源として保存・活用を図っている希少生物について、住民が行う自然環境の保存活動等を支援します。	東与賀支所	東与賀支所	国指定天然記念物「エヒメヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。 佐賀市所在の天然記念物の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。(調査対象5件、うち佐賀県指定天然記念物1件、佐賀市指定天然記念物4件)	7月に実施済み。	今年度は完了のため、来年度実施する。今後も計画的に	国指定天然記念物「エヒメヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	B	
												・観光資源としてのシチメンソウの育成の妨げとならない草等の伐採や草の除去・回収等をボランティア、業者及び市民員で対応している。 5/26 モスモア・スコンシヤス 8/17 アクトクレーン佐賀 ・立ち枯れてなくなっていたシチメンソウキョードーへシチメンソウの移植をボランティアと市職員で実施。 6/22 県産産物振興会連合会 6/28 まつくり農産物会 7/6 大坪産業(株)	・ボランティアとともに2回の海岸清掃に参加。今後も南ローリーと政選館高松のボランティア清掃に参加予定。 また、シチメンソウを育てる会と協力し、シチメンソウの種取りや種播きを実施し、保全に努める。	シチメンソウまつりの開催や、シチメンソウを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。	A		
								③河群林(橋境)の維持管理	佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである橋境を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。	農林水産部	農村環境課	良好な管理を行う。	6～8月に1回、10～12月に1回の計2回の除草、伐採を地元自治会が行った。	今後も継続する。	良好な管理を行う。	B	
												東よか干潟の保全に関しては、平成30年3月に策定した「東よか干潟環境保全及びWイズムス計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿った取り組みを、協議会環境保全検討部会を中心に推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シチメンソウ保全活動 ・各種環境調査 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸漂着物対策 ・高泥堆積に関する検討体制の構築 など	東よか干潟の環境保全及びWイズムス計画に基づき、平成31年度も引き続き市内の小学4年生から中学3年生までを対象に実施する。なお、活動メニューの検討やクラブを卒業した人材の活用などについて、指導者等と協議を行う必要がある。 ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 拠点施設に関しては、完成を見据えた交流学習等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リポーターの確保対策 など	東よか干潟の環境保全やWイズムスを支える交流・学習、普及・啓蒙の取り組みを発展的に進めるため、令和2年秋に開館予定の東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)の果たす役割が非常に重要になってくるものとの充実を図る。 拠点施設に関しては、完成を見据えた交流学習等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リポーターの確保対策 など	B		
								②交流・学習の機会の提供	干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、多くの人が干潟について学習する機会を提供するとともに、ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討します。	環境部	環境政策課	東よか干潟ラムサールクラブに関しては、平成31年度も引き続き市内の小学4年生から中学3年生までを対象に実施する。なお、活動メニューの検討やクラブを卒業した人材の活用などについて、指導者等と協議を行う必要がある。 ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 拠点施設に関しては、完成を見据えた交流学習等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リポーターの確保対策 など	東よか干潟ラムサールクラブに関しては、平成31年度も引き続き市内の小学4年生から中学3年生までを対象に実施する。なお、活動メニューの検討やクラブを卒業した人材の活用などについて、指導者等と協議を行う必要がある。 ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 拠点施設に関しては、完成を見据えた交流学習等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リポーターの確保対策 など	東よか干潟の環境保全やWイズムスを支える交流・学習、普及・啓蒙の取り組みを発展的に進めるため、令和2年秋に開館予定の東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)の果たす役割が非常に重要になってくるものとの充実を図る。 拠点施設に関しては、完成を見据えた交流学習等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リポーターの確保対策 など	東よか干潟の環境保全やWイズムスを支える交流・学習、普及・啓蒙の取り組みを発展的に進めるため、令和2年秋に開館予定の東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)の果たす役割が非常に重要になってくるものとの充実を図る。 拠点施設に関しては、完成を見据えた交流学習等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リポーターの確保対策 など	B	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和元年度実績			令和2年度 取り組みに対する自己評価 A～D 評価がA又はDの場合は理由を記入				
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)					
4 安全で快適な生活環境のまち	市民一人ひとりが、身近な生活環境の向上に取り組み、安全で快適な生活を営んでいる。	4-1 身近な生活環境の保全	①生活に密着した環境問題の改善	③干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ること、干潟の特長的な利用が可能となること、ラムサール条約登録地増やすこと、干潟の魅力を市内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を観光とした地域活性化につなげていきます。	経済部	観光振興課	・観光パンフレット・ホームページ等でPRする。 ・佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。	・観光パンフレット等でのPRを行った。 ・佐賀インターナショナルバルーンフェスタ期間中の土・祝日には、バルーン会場からのシャトルバスを運行した。 ⇒R1利用実績511人(11/2～11/4)	・計画どおり実行できている。 今後もし引き続き取り組みを行っていく。	・観光パンフレット・ホームページ等でPRする。 ・佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。	A			
						環境部	環境政策課	現地案内機能(ボランティアガイドやガイダンスルーム機能)の充実を図り、東よか干潟環境保全及びワイズユース計画に沿った取り組みを関係団体と連携し推進していく必要がある。 また、拠点施設の完成を見据えた干潟の活用について協議会ワイズユース検討部会を中心に協議を進める。	○シギの恩返し米プロジェクト ・農業振興課や地元農家、農協等を中心にラムサールゾーンとして首都圏へのPRや市内店舗での取り扱いを推進した。 ○イベント関係 ・令和元年度から、日本一のシギ・チドリ類の渡来地をPRするために、「シギチーフス」を開催。悪天候にかかわらず、2日間で約500人の参加あり。 ・令和元年度から「東よか干潟フォトコンテスト」を実施。284点の応募があり、優秀作品はホームページで公表するとともに、市施設における巡回展示、パネルを作成しイベント等でPRを行った。 ・東京都が主催し新宿駅で開催された“湿地の恵み展”に参加し、東よか干潟の魅力やPRするとともに、シギの恩返し米を販売し、首都圏における知名度の向上に努めた。	東よか干潟の自然環境と生物多様性の保全を推進し、持続可能な利用による地域振興を図るための拠点施設として東よか干潟ビジターセンター(ひがさす)を整備しているところであり、令和2年に開館する予定である。 交流・学習機能の充実も当然であるが、市の重要な観光拠点として市内外にPRするとともに、この施設の活用による地域振興につなげるための取り組みを推進していくため、市はもとより地元や関係者によるワイズユースの取り組みを促進させる。	現地案内機能(ボランティアガイドやガイダンスルーム機能)の充実を図り、東よか干潟環境保全及びワイズユース計画に沿った取り組みを関係団体と連携し推進していく必要がある。 また、拠点施設の完成を見据えた干潟の活用について協議会ワイズユース検討部会を中心に協議を進める。	B			
						建設部	都市デザイン課	①都市の風致の維持・保全 自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な景観地区については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めていきます。	建設部	都市デザイン課	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	申請許可件	今後も適切な規制誘導を行う。	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	B
						建設部	都市政策課	②住民主体の環境保全等のルールづくり 住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。	建設部	都市政策課	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	協定や地区計画等のルールづくりについて、市民からの要望等なく、実績なし。	今後も必要に応じて、ルールづくりを支援する。	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	A
						建設部	都市デザイン課	③良好な景観の形成 景観形成地区の指定や建築行為等の際の届出制度、景観質の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、屋外広告物等の適正な活用により、本市ならではの特色がある景観の形成をめざします。	建設部	都市デザイン課	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づき届出に対する良好な景観への誘導、景観質の表彰・表彰、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。	景観届出誘導105件 景観質表彰総数202件 屋外広告物許可610件	今後も適切な誘導を行う。	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づき届出に対する良好な景観への誘導、景観質の表彰・表彰、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。	B
						建設部	緑化推進課	②歴史や文化に根ざした環境の保全 ①歴史あるみどり空間の保全 天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。	建設部	緑化推進課	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。	保存樹新規登録数:2本 樹勢回復治療本数:1本	今後も引き続き、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。	A
						教育委員会	文化振興課	②歴史や文化に根ざした環境の保全 ②景観重要建造物等の保存 佐賀市所在の天然記念物の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。(調査対象5件、うち佐賀県指定天然記念物1件、佐賀市指定天然記念物4件。)	教育委員会	文化振興課	上半期は実施なし。		下半期に実施済み。今後も計画的に実施する。	佐賀市所在の天然記念物の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。(調査対象5件、うち佐賀県指定天然記念物1件、佐賀市指定天然記念物4件。)	B
						建設部	都市デザイン課	②景観重要建造物等の保存 歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。	建設部	都市デザイン課	景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。	助成件数7件	今後も所有者と協議しながら適切な保全を行う。	景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。	B
						環境部	環境政策課	①ペットの適正飼育の促進 ペットの飼い主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民とのトラブルの回避や咬傷事故の防止等を図るとともに、狂犬病予防集注注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等に対処を行います。	環境部	環境政策課	・狂犬病予防集注注射を4月に実施(36会場、2,305頭) ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓発 ・犬のしつけ教室を開催(9月～11月計10回) ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(4月～オス21匹メス15匹、助成額320万円) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(オス46匹メス45匹、助成額27万2千円) ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(オス20匹メス30匹、助成額585,840円)	・狂犬病予防集注注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓発 ・犬のしつけ教室の開催 ・動物の共生イベントの開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	今後も狂犬病予防集注注射、犬猫の適正使用の啓発、犬のしつけ教室の開催、猫の不妊去勢手術費用の助成を行う。	・狂犬病予防集注注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓発 ・犬のしつけ教室の開催 ・動物の共生イベントの開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	A
						環境部	環境政策課	②衛生害虫駆除の推進 水路に生息するアカイエカの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水辺り等で発生するヤブ蚊の対策について啓発を行い、住み良い生活環境を実現します。	環境部	環境政策課	・委託によるアカイエカの防除。 ・ヤブ蚊対策の啓発。 ・衛生害虫等に関する相談対応。	・委託によるアカイエカの防除。(幼虫発生河川数(単位)が315、さなぎ発生河川数(単位)が136。) ・ヤブ蚊対策の啓発。(山前講座2回。) ・衛生害虫等に関する相談対応。(2件)	・幼虫発生河川箇所(単位)、さなぎ発生河川(単位)について、昨年度とほぼ同じだった。 ・山前講座や衛生害虫等に関する相談については、要望があれば、その都度対応する。	・委託によるアカイエカの防除。 ・ヤブ蚊対策の啓発。 ・衛生害虫等に関する相談対応。	A
						環境部	環境保全課	③家庭ごみ等の野外焼却の禁止 家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。	環境部	環境保全課	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	・野外焼却の自粛を呼び掛けた。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行った。	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	A
						環境部	環境政策課	④身近な生活環境改善の啓発 生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。	環境部	環境政策課	生活環境に関する相談対応	生活環境に関する相談対応(377件)	生活環境に関する相談対応を行う。	市民からの苦情相談の対応を行った。	市民からの苦情相談の対応を行う。
環境部	環境保全課	⑤空き家等の適正管理 倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不全による影響から周辺住民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。	建設部	建築指導課	危険な空き家に対して解体費用の助成を10件行う。	助成件数9件	今後も引き続き助成制度の周知を行う。	危険な空き家に対して解体費用の助成を10件行う。	B						
環境部	環境政策課	⑥不法投棄の防止対策 パトロールや市民からの通報等で発見した不法投棄ごみについては、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して適正な指導を実施します。	環境部	環境保全課	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行った。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	A						

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和元年度実績			令和2年度		取り組みに対する自己評価 評価がA又はBの場合は理由を記入								
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D									
4-2 生活排水の対策	②市民清掃活動の推進と支援	①清掃活動の推進	環境部	環境保全課	県内一斉ふるさと美化活動(10月)や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。	環境部	環境保全課	県内一斉ふるさと美化活動(10月)や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。	・県内一斉ふるさと美化活動(6/2)を実施、また、市民一斉清掃月間(9/29-10/27)を設定し、清掃活動の推進、支援を行った。	今後と同様の事業を実施し、清掃活動の推進及び支援を行う予定。	県内一斉ふるさと美化活動(10月)や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。	A									
													②清掃ボランティアの支援	地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	今後と同様の事業を実施し、回収等の支援を行う予定。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	A			
		③安全な水道水の安定供給	①安全でおいしい水の確保	上下水道局	浄水課	水質事故0%を維持する。	H31年度上半期:水質事故0%維持	今後水質事故0%の維持に努めていく。	水質事故0%を維持する。	A											
	②水道フェアの開催等による啓発	③水道水の水質検査の実施	①水道フェアの開催	上下水道局	総務課	ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年6回以上の開催を目標とする。	上下水道フェア開催済(6/1)出前講座R1年度実績:7回	出前講座の要望に対して随時開催し、水道のPRを行っていく。しかし、新型コロナウイルスの影響により3月分の中止が相次ぎ、次年度の見込みが不透明	ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年6回以上の開催を目標とする。	出前講座の開催要望が想定を下回ったため。											
			②水道水の水質検査の実施	上下水道局	浄水課	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	毎月1回公表	今後ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行っていく。	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	A											
			③下水道への接続率向上と適正管理	上下水道局	業務課	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	夜間訪問等を行い、日中留守のお宅に対しても接続指導を行うことができた。夜間訪問件数90件中、面談件数82件。	引き続き夜間訪問を実施し、接続に対する意識を高めていく。	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	A											
	②農業集落排水の適正管理	③市営浄化槽の設置と適正管理	①農業集落排水の適正管理	上下水道局	下水エネルギー推進室	放流水質基準内の排水を行う。	適正に処理を行った	適切に処理を行う	放流水質基準内の排水を行う。	A											
			②市営浄化槽の設置と適正管理	上下水道局	下水道工務課	市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	普及率58.44%	申請に基づく設置工事を推進するとともに、未設置箇所に個別訪問を行うなど普及啓発に努める。	市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	A											
			③市営浄化槽の設置と適正管理	上下水道局	下水道工務課	市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	普及率58.44%	申請に基づく設置工事を推進するとともに、未設置箇所に個別訪問を行うなど普及啓発に努める。	市営浄化槽整備率(新規)について、令和6年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	A											
	②し尿等の処理	①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	環境部	衛生センター	処理停止日数0。(計画停止日数を除く)	計画どおりに実施した。	処理停止日数0。(計画停止日数を除く)	処理停止日数0。(計画停止日数を除く)	A											
			②し尿等の処理	環境部	環境保全課	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行った。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	A											
			③公害等の発生防止対策	環境部	環境保全課	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行った。 ・特定事業場等への立入調査を行った。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	A											
4-3 地域環境の保全	②公害等の発生防止対策	①事業所への環境保全関連の指導	環境部	環境保全課	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行った。 ・特定事業場等への立入調査を行った。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行った。 ・特定事業場等への立入調査を行った。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。	A									
													②水質汚染への対応	農林産部	農村環境課	迅速に対応する。	今年度は油流出が2件発生し、迅速に対応を行った。	今後も継続する。	迅速に対応する。	B	
													③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導	農林産部	農業振興課	飼料生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	経営所得安定対策の耕畜連携助成等、生産組合長等を通じて資料配布で周知し、多数の農業者が取り組みを行った。	引き続き、生産組合長等を通じて耕畜連携助成等の周知を行うことで、取組を継続する。	生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	B	
	③化学物質への対策	①市営浄化槽の設置と適正管理	環境部	環境保全課	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知した。 ・薬剤使用実態調査を行った。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	A								
														②学校における適切な環境の維持及び改善	教育部	学事課	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)	夏休み期間に、市立小中学校10校4所でホルムアルデヒド等の検査を実施した。	室内空気中のホルムアルデヒド等の濃度を下げるには、換気を十分に行うことなど運用面での対応(換気扇の点検、空気清浄機等)に係る注意喚起を行った。	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)	B
														③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導	農林産部	農業振興課	飼料生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	経営所得安定対策の耕畜連携助成等、生産組合長等を通じて資料配布で周知し、多数の農業者が取り組みを行った。	引き続き、生産組合長等を通じて耕畜連携助成等の周知を行うことで、取組を継続する。	生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	B

環境基本計画に掲げる基本目標横断プロジェクトの取り組み

プロジェクト	担当部	担当課	令和元年度の取り組み状況（実績）			令和2年度の取り組み	自己評価	
			取り組み計画（Plan）	取り組み内容・成果及び評価（Do・Check）	今後の見込み、改善策等（Action）	取り組み計画（Plan）	A～D	計画の進捗はDの場合は理由を記入
① バイオマス産業都市さきの構築	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 清掃工場の余剰電力（再生可能エネルギー）を市内の公共施設に供給する、電力の地産地消の推進 節電支援システム導入による各公共施設への節電の推進 	令和元年度、電力供給施設は小中学校51校、公民館等の公共施設61箇所となった。また、出前授業では開成小学校、兵庫小中学校の4年生（計7クラス）を対象に実施し、環境教育の推進を図った。	余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校への出前授業による環境教育の推進及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。 	B	
	企画調整部	バイオマス産業推進課	<ul style="list-style-type: none"> 「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが藻類産業研究開発センター」における藻類培養や抽出などの研究・開発や、藻類が有する成分の有効性の研究に取り組む。 本年度、事業を開始する2つの植物工場への二酸化炭素の安定供給に取り組む。 新たな植物工場等の誘致や多方面でのバイオマス資源の活用について、調査・研究を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会内に3つのワーキンググループ（商品開発、製造、農業）を設置し、研究開発からのニーズと市場ニーズのマッチングを実施した。 事業を開始したJA全農、グリーンラボに対し、二酸化炭素の供給配管を整備し、供給体制を整えた。 二酸化炭素の農業利用を検討している事業者に対し、誘致活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会活動及びバイオマスの活用に関して、新型コロナウイルスの影響により市場状況が変化する可能性があり、ニーズの変化を注視しながら事業を進める。 二酸化炭素の供給に関して、供給量の増加が見込まれるため、関連部署と連携しながら安定的な供給を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが藻類産業研究開発センター」における藻類培養や抽出などの研究・開発や、藻類が有する成分の有効性の研究に取り組む。 既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組む。 新たな植物工場等の誘致や多方面でのバイオマス資源の活用について、調査・研究を行う。 	A	
	上下水道局 下水プロジェクト推進部	下水エネルギー推進室	<ul style="list-style-type: none"> 【衛生センター関連】 衛生センターの運用方法に関連した法的整備（条例改正の手続き等） 衛生センターと八田ポンプ場を接続する圧送管路の検討 【味の素関連】 事業化に向けた協議の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 【衛生センター関連】 令和5年度のバイオマス受入に伴い、12月に条例改正を可決 衛生センターと八田ポンプ場を接続する圧送管路について、詳細設計を実施 【味の素関連】 味の素と随時、調整会議を実施 味の素と諸富ポンプ場までの専用管布設について、ルート等を検討 令和2年3月に、地域バイオマスの利活用に関する覚書の締結 【予算確保対策】 バイオマス事業の実施にあたり、集中的な投資が必要となることから、国庫補助金の重点支援を受けるため、国土交通省の「下水道リノベーション計画」に登録 	<ul style="list-style-type: none"> 【衛生センター関連】 衛生センターし尿前処理施設の建設に伴い、運営方法等の調整業務が発生する。 【味の素関係】 引き続き事業者との協議を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 【衛生センター関連】 衛生センターと八田ポンプ場を接続する圧送管路の整備 衛生センターし尿前処理施設の設計、工事 【味の素関係】 令和3年度当初の協定締結を目標に、関係者との協議を進めていく。 味の素の専用管布設に対する技術支援 	B	
	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用 新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製装置の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製技術導入に向けた準備を進めた。 新型の精製装置導入準備と併行して、100%バイオディーゼル燃料（BDF）を精製し、市営バス1台、ごみ収集車2台、重機1台、その他車両1台の計5台に使用した。 設備更新時に、精製できず回収した廃食用油はボイラーの燃料等必要とする事業者へ売却した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに設置した次世代型バイオディーゼル燃料精製装置により精製した燃料を交通局へ提供し、市営バスの燃料として使用することで、再生可能エネルギーの活用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製と、市営バスでの燃料使用による再生可能エネルギーの活用促進 	B	
	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供や支援等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けて、堆肥製造の実証実験及び成分分析、圃場試験等を行い、製品として有用なものと確認した。 市が重要な課題としているもみ殻の処理について、もみ殻が事業系生ごみと混合して堆肥の原料として使用できるかどうかの実証試験を行った。結果は、木チップと比較して、消臭効果は劣るものの、原料としては十分に使用できることが確認できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での食品リサイクル業創業の実現に向けた実証実験等が終了したことを受けて、今後事業化に向けた用地確保や関係法令等の許可などへの相談の対応、さらには出口戦略等の支援を行う。 もみ殻は現在無償での引き取りとなっていることから事業採算性を考えると今後の課題と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供や支援等の実施 	B	

プロジェクト	担当部	担当課	令和元年度の取り組み状況（実績）			令和2年度の取り組み	自己評価			
			取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	A～D	評価の文はDの場合は理由を記す		
② 環境教育の推進	子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行うことにより、体系的な環境教育を推進する。	1. 佐賀市学校版環境ISO	環境部 教育部	環境政策課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 担当教員を対象に、各種研修会を実施する。 全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。 社会科副読本「くらしとごみ」を作成し小学4年生に配布する。 子ども環境ポスター展を実施する。 子ども環境活動発表表を実施する。 表彰事業（ISO活動が盛んな学校を表彰する） 希望するすべての学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。 小中学校の清掃工場見学時のバス借上料の一部を負担する。 今後学校が実情に応じて実施していくことができるように、報告書や審査方法等について改善の視点をもって、今年度事業を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育担当者研修会を実施した。（4/25 参加者46人） 環境教育指導者研修会を実施した。（8/2 参加者13人） 14校を更新審査（訪問審査）し、取り組みの状況を確認した。 36校を報告審査（書類審査）し、取り組みの状況を確認した。 要望のあった学校のISO認定校の看板を製作した。（3校） 社会科副読本「くらしとごみ」を作成し小学4年生に配布した。 子ども環境ポスター展を実施し、エコプラザ、佐賀市役所市民ホール及び市立図書館で入選作品を展示した。（応募：344点） 子ども環境活動発表表を実施した。（1/29 3校発表） ISO活動が盛んな学校を3校表彰した。 小中学校が清掃工場を見学する際のバス借上料の一部を助成した。（45台分） 	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市学校版環境ISO制度について、要綱等を見直し、手続き等の事務を簡素化することで取り組みやすくする。 小中学生を中心とした環境教育が推進されるよう、例年の取り組みを継続する。 各校の特色ある取り組みを発信する場を検討する。 SDGsと関連した環境学習を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。 社会科副読本「くらしとごみ」にSDGsに関する内容を加え、小学4年生に配布する。 子ども環境ポスター展を実施する。 希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。 小中学校の清掃工場見学時のバス借上料の一部を負担する。 各学校の特色ある取り組みを発信する。 （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種研修会の開催は中止） 	A	
		2. 佐賀環境フォーラム	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野に関する講義を12回開催する。 体験講座を2回開催する。 現地見学会を1回開催する。 さが環境フェスティバルに出展する。 最終報告会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野に関する講義を12回開催した。（延べ受講者数：一般・法人271人 学生476人） ごみと自然環境をテーマに体験講座を各1回開催した。（延べ受講者数：一般・法人15人 学生68人） 現地見学会として、九州積水工業㈱及び大和ハウス工業㈱佐賀支店を視察した。（参加者：一般7人 学生29人） さが環境フェスティバルにグループワークショップが出展し、各グループの活動発表を行った。（総入場者数：12,971人） グループ型とインターンシップ型のワークショップを実施し、最終報告会を開催した。（グループ型：3グループ インターンシップ型：3団体） 	<ul style="list-style-type: none"> 講義、体験講座、現地見学会、ワークショップは、継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野に関するオンライン講義を開催する。 体験講座を開催する。 現地見学会を開催する。 さが環境フェスティバルに出展する。 最終報告会を開催する。 （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部内容を変更して実施） 	A	
		3. 「トンボ王国さが」づくり	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会「さがの生き物さがし2019」 トンボ写真コンクール 作品募集し、入賞作品でカレンダーを製作する。 ミヤマアカネの保全活動実施 小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会 白石原湿原の維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会「さがの生き物さがし2019」を開催した。7/6(31人)、8/24(30人)、9/28(27人)、10/26(28人) トンボ写真コンクールを実施し、エコプラザ、佐賀市役所市民ホール及び市立図書館で入選作品を展示した 応募総数：700点（県内252点、県外448点） 写真コンクール入賞作品を掲載したカレンダーを製作した。（1,200部） 県準絶滅危惧種のトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、地元小中学生と共に生息地を整備した。これに合わせて、事前学習や観察会を行った。 白石原湿原の維持管理を行った。 小冊子「さがしのとんぼ」を配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> トンボに限らず、本市の自然や生き物を広く扱った観察会を企画する。 今後も引き続きトンボなどの生き物を通して、市民が自然に親しめる事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会「さがの生き物さがし2020」を開催する。 トンボ写真コンクールを開催し、入賞作品でカレンダーを製作する。 ミヤマアカネの保全活動を実施する。 小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会 白石原湿原の維持管理を行う。 （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部内容を変更して実施） 	A	
		環境部	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学の実施。 施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の小学生を始め、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。見学者数：7,037名 施設見学者の都合や希望に合わせて、複数ある見学ゾーンの組み合わせを臨機応変に行い、リピーターにも対応した。 中学生の職場体験学習として、リサイクル工場での選別体験を受け入れた。受入人数：3名 大学生の職場体験学習として、エコプラザでの環境啓発講座やイベントの対応体験を受け入れた。受入人数：5名 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、社会科見学の小学生を始め、各種団体の施設見学を受け入れ、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらおう。 今後も、施設見学者の都合や希望に合わせて、複数ある見学ゾーンの組み合わせを臨機応変に行い、リピーターにも対応していく。 今後も、職場体験学習を受け入れることで、施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育の契機とし、体験を通じた意識高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学の実施。 施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。 	A	
環境部	環境部	環境政策課 循環型社会推進課 環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベントやその他イベントを実施する団体の誘致に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育用のパネル展示や、「低炭素型社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「生活環境」などに関する環境啓発イベントを実施した。 花王国際子ども環境絵画展示195名 SDGsシールラリー195名 新春クイズラリー206名 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、各種団体のイベントを誘致し実施することで、これまで環境問題にあまり関心がなかった層にも環境問題に触れる機会を作り、エコプラザの利活用促進と環境教育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 	A			
環境部	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント（エコマーケット等）を開催した。 3Rに関する講座：70回443名 エコマーケット、おもちゃ病院、エコプラザ祭り、防災イベント等：25回6,497名 リペア・レンタル等：72回207名 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント（エコマーケット等）を開催し、参加者の意識高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。 	A			
企画調整部	企画調整部	バイオマス産業推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さが」の認知度向上を図る。 進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、団体、企業等に対し視察を142件（1671人）、出前講座を2件（135人）実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により視察を中心とした発信業務が難しくなっているが、状況を踏まえながら可能なことから実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さが」の認知度向上を図る。 進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。 	A			

プロジェクト		担当部	担当課	令和元年度の取り組み状況（実績）			令和2年度の取り組み		自己評価	
				取り組み計画（Plan）	取り組み内容・成果及び評価（Do・Check）	今後の見込み、改善策等（Action）	取り組み計画（Plan）	A～D	評価の文はDの場合は理由を記す	
② 環境教育の推進	子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行うことにより、体系的な環境教育を推進する。	環境部	環境政策課	<p>・市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。</p> <p>～以下、平成30年度の具体的な取り組み～</p> <p>・先進地視察研修(7月)</p> <p>・佐賀市環境保健推進大会(1月末)</p> <p>・環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動(各2回)</p> <p>・各実践本部及び支部における活動(年間)</p>	<p>・生活環境の保全及び浄化、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的として、佐賀市環境保健推進協議会及び各校区実践本部、各支部の活動に対して補助金を交付することにより、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施した。</p> <p>・協議会活動として、環境保全や循環型社会の推進に関する視察研修を実施した。(参加者:51人)</p> <p>・環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会において、活動を企画し、実践活動を実施した。(企画:4回、参加者82人 実践活動:6回、参加者:180人)</p> <p>・佐賀駅周辺の路上喫煙禁止キャンペーンに参加し、路上喫煙禁止区域について普及啓発を行った。(実施日:11/11 参加:4人)</p> <p>・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者表彰と環境保全に関する講演会を実施した。(実施日:1/29 参加者:595人)</p>	<p>環境保全、健康保健に関する事業は、地域での住民活動を促す意味からも続けることが不可欠であるため、今後も継続予定。</p> <p>・視察研修の実施。</p> <p>・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者の表彰、環境講演会を実施予定。</p> <p>・各部会において、活動の企画及び実施。</p> <p>・各実践本部及び支部において、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施。</p>	<p>・市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。</p> <p>～以下、令和元年度の具体的な取り組み～</p> <p>・先進地視察研修(未定)</p> <p>・佐賀市環境保健推進大会(2月上旬)</p> <p>・環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動(各2回)</p> <p>・各実践本部及び支部における活動(年間)</p>	A		
				6. ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育	環境部	環境政策課	<p>◆東よか干潟ラムサールクラブ活動の運営</p> <p>◎クラブ員:子ども(小4～中3)24名、大人10名</p> <p>・東よか干潟周辺の生き物調査、海岸清掃活動、海岸漂着物調査、野鳥観察、他の湿地との交流等、6回程度の活動を予定。</p> <p>◆小中学校による東よか干潟での学習に対する支援</p> <p>・バス借り上げ料の一部を市が負担</p> <p>・事前学習のためのパンフレット等の配布</p> <p>・現地ガイドを手配し案内・説明を行うことによる効果的な学習を支援</p> <p>◆東よか干潟ボランティアガイドの運営</p> <p>◎ガイド数:25名</p> <p>・平成30年度に配備した外国人対応のための翻訳機、来訪時には観ることができない風景や動植物をみせるためのタブレット端末を活用したガイドを実施し、来訪者の満足度向上とリピーターの確保を図る。</p> <p>・専門知識の取得のため、佐賀大学や専門家による講座を実施し、ガイド時のスキル向上を図る。</p> <p>※令和2年度に開館予定の東よか干潟拠点施設におけるガイド体制や施設の利活用について協議や準備を行う。</p>	<p>●東よか干潟ラムサールクラブの活動</p> <p>◎クラブ員:子供(小4～中3)24人、大人9人</p> <p>・東よか干潟周辺での生き物調査、海岸清掃活動、野鳥観察、他の湿地との交流等6回の活動を実施</p> <p>●市内小中学校の東よか干潟での学習支援</p> <p>・3校分3台114人</p> <p>●東よか干潟ボランティアがどの運営</p> <p>◎ガイド員数25名</p> <p>・ガイド利用者数4978人</p>	<p>ラムサールクラブ及びボランティアガイドは令和2年秋に開館する東よか干潟ビジターセンターを核として継続して実施する。東よか干潟での学習支援も継続実施とするが、ビジターセンターを活用し、積極的な支援を行う。</p>	<p>◆東よか干潟ラムサールクラブ活動の運営</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度の活動を中止。ただし、東よか干潟ビジターセンターにおいて子ども達の環境学習の機会を提供する。</p> <p>◆小中学校による東よか干潟での学習に対する支援</p> <p>・バス借り上げ料の一部を市が負担</p> <p>・事前学習のためのパンフレット等の配布</p> <p>・現地ガイドを手配し案内・説明を行うことによる効果的な学習を支援</p> <p>◆東よか干潟ボランティアガイドの運営</p> <p>◎ガイド数:25名</p> <p>・ビジターセンターの利活用と併せ、施設内外でのガイダンスを行う。</p> <p>・専門知識の取得のため、佐賀大学や専門家による講座を実施し、ガイド時のスキル向上を図る。</p> <p>◆高校との連携</p> <p>・これまで小中学校・佐賀大学とは環境保全や学習の面において連携が図られているが、その隙間である高校世代との連携を図ることにより、子どもから大人までの学習体系が形作られる。具体的な連携については高校の生物部等による干潟の生き物調査、その調査結果の発表の場の提供(ビジターセンター)等が考えられ、ビジターセンターの積極的な利用を促す。</p>
	7. その他の環境教育	環境部	循環型社会推進課	<p>日常生活で気軽にできるごみ減量について実践してもらうことで、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらうための「高校生エコチャレンジ」の実施。</p>	<p>・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施した。参加校:県立高校4校(1,035人)</p>	<p>今後とも、市内の高等学校に通学する高校生を対象に「高校生エコチャレンジ」を実施することで、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらう。</p>	<p>日常生活で気軽にできるごみ減量について実践してもらうことで、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらうための「高校生エコチャレンジ」の実施。</p>	A		
		環境部	循環型社会推進課	<p>地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。</p>	<p>・地域や事業所等において、ごみの分別や食品ロス、外国人のためのごみ出し講座、海洋プラスチック問題、電力の地産地消など、市の取り組みを紹介する出前講座や小学校への出前授業を実施した。開催回数:40回1,480人</p> <p>・生ごみの堆肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。講座開催回数:66回、サポート実施件数:312件</p>	<p>今後とも、地域や事業所等を対象とした出前講座を実施することで、様々な場所での環境教育の場の提供に努める。</p>	<p>地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。</p>	A		
		環境部	循環型社会推進課	<p>今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する環境教育連絡会議の開催。</p>	<p>エコプラザ定例会において、環境教育の具体的な方法等について協議しながら各種環境教育事業を実施した。開催回数:12回</p>	<p>今後とも、環境教育のあり方や進め方等についても協議していく。</p>	<p>今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する。</p>	A		
		全庁	各課	<p>保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。</p>	<p>上記の取り組みのほか、緑化教室や自然体験、農業体験、植樹イベントなど、環境や自然に関連する事業を行う各部署において環境教育を実施。</p>	<p>引き続き、市民が自然に親しみ、環境配慮の意識が高まるような環境学習の機会を提供する。</p>	<p>保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。</p>	-		

環境基本計画に掲げる成果指標の達成状況

基本目標	成果指標	H25年度 (2013年 度) 基準値	H30年度 (2018年 度) 実績値	R1年度 (2019年 度) 目標値	R1年度 (2019年 度) 実績値	R2年度 (2020年 度) 目標	R6年度 (2024年 度) 目標
地球温暖化を防止するまち	① 省エネ等の環境問題を意識し、取り組んでいる市民の割合	78.8%	73.8%	75.6%	73.4%	77.5%	85.0%
	② <新> 温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)	0%	11.0%	12.2%	12.7%	13.3%	17.9%
	<旧>参考 市域における電力使用量(2013年度比)	100%	78.6%	98.2%	77.5%	-	-
資源を活かす循環のまち	③ 1人1日当たりごみ排出量	1,048g	1,009g	1,008g	1,018g	999g	964g
	④ リサイクル率	17.4%	18.2%	19.3%	18.3%	19.6%	20.5%
水とみどりがあふれるまち	⑤ <新> まちなかのみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合	-	57.2%	57.7%	56.3%	58.2%	60.2%
	<旧> 新規で植えた樹木の本数	294千本	371千本	418千本	-	-	-
	⑥ 市民一人当たりの都市公園面積	7.2㎡	7.8㎡	7.8㎡	7.85㎡	7.9㎡	8.3㎡
	⑦ 景観賞表彰件数	68件	88件	92件	92件	96件	112件
	⑧ 屋外広告物許可割合	26.9%	77.0%	80.9%	84.0%	84.8%	100%
安全で快適な生活環境のまち	⑨ <新> 公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数 ※目標値の変更	208件	137件	136件	172件	135件	130件
	<旧>参考 公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数	208件	137件	182件	172件	178件	162件
	⑩ <新> 生活環境苦情件数 ※算定対象及び目標値の変更	-	369件	347件	646件	338件	300件
	<旧>参考 生活環境苦情件数	291件	464件	258件	-	253件	233件
	⑪ 鉛給水管更新率	45.0%	86.3%	91.0%	89.3%	96.3%	100%
	⑫ 下水道接続率	87.3%	91.0%	92.2%	91.3%	92.6%	93.4%

※網掛けの③⑨⑩は目標未達成及び前年度実績を下回るもの。

※①⑧⑪は最終目標は変更せず、途中段階(R1～R5)の目標値を変更。